

第107回宍粟市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和4年8月30日（火曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 会 9月8日 午前9時30分宣告（第4日）

議事日程

- | | | |
|-------|---------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 第 58号議案 | 令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第4号） |
| | 第 59号議案 | 令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 60号議案 | 令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 61号議案 | 令和4年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 62号議案 | 令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 63号議案 | 令和4年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 64号議案 | 令和4年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 65号議案 | 令和4年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 2 | 第 66号議案 | 宍粟市避難行動要支援者個人情報提供に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 第 67号議案 | 宍粟市妊活カップル応援金給付条例の制定について |
| 日程第 4 | 第 68号議案 | 宍粟市観光駐車場条例の制定について |
| 日程第 5 | 第 69号議案 | 宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 第 70号議案 | 宍粟市小椋・松本奨学金貸与条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 第 71号議案 | 宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 第 72号議案 | 宍粟市遺跡公園条例の一部改正について |

日程第 9	第 73号議案	ばんしゅう戸倉スキー場及びくるみの里に係る指定管理者の指定について
	第 74号議案	ちくさ高原総合レクリエーション施設に係る指定管理者の指定について
日程第 10	第 75号議案	市道路線の変更について
日程第 11	第 76号議案	令和3年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
	第 77号議案	令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 78号議案	令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 79号議案	令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 80号議案	令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 81号議案	令和3年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 82号議案	令和3年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 83号議案	令和3年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 84号議案	令和3年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付した事件

日程第 1	第 58号議案	令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）
	第 59号議案	令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
	第 60号議案	令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
	第 61号議案	令和4年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

	第 62号議案	令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
	第 63号議案	令和4年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
	第 64号議案	令和4年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）
	第 65号議案	令和4年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 2	第 66号議案	宍粟市避難行動要支援者個人情報提供に関する条例の制定について
日程第 3	第 67号議案	宍粟市妊活カップル応援金給付条例の制定について
日程第 4	第 68号議案	宍粟市観光駐車場条例の制定について
日程第 5	第 69号議案	宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 6	第 70号議案	宍粟市小椋・松本奨学金貸与条例の一部改正について
日程第 7	第 71号議案	宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について
日程第 8	第 72号議案	宍粟市遺跡公園条例の一部改正について
日程第 9	第 73号議案	ばんしゅう戸倉スキー場及びくるみの里に係る指定管理者の指定について
	第 74号議案	ちくさ高原総合レクリエーション施設に係る指定管理者の指定について
日程第 10	第 75号議案	市道路線の変更について
日程第 11	第 76号議案	令和3年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
	第 77号議案	令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 78号議案	令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 79号議案	令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 80号議案	令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 81号議案	令和3年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算

の認定について

- 第 82号議案 令和3年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 83号議案 令和3年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 84号議案 令和3年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

応 招 議 員 (1 4 名)

出 席 議 員 (1 4 名)

1 番 中 本 隆 敏 議員	2 番 垣 口 真 也 議員
3 番 神 吉 正 男 議員	4 番 浅 田 雅 昭 議員
5 番 八 木 雄 治 議員	6 番 西 本 諭 議員
7 番 山 下 由 美 議員	8 番 津 田 晃 伸 議員
9 番 前 田 佳 重 議員	1 0 番 大 畑 利 明 議員
1 1 番 欠 番	1 2 番 林 克 治 議員
1 3 番 欠 番	1 4 番 今 井 和 夫 議員
1 5 番 大久保 陽 一 議員	1 6 番 飯 田 吉 則 議員

欠 席 議 員 (な し)

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 大 前 和 浩 君	書 記 大 谷 哲 也 君
書 記 小 椋 沙 織 君	書 記 中 瀬 裕 文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 富 田 健 次 君
教 育 長 中 田 直 人 君	市 長 公 室 長 水 口 浩 也 君
総 務 部 長 砂 町 隆 之 君	市 民 生 活 部 長 森 本 和 人 君
健 康 福 祉 部 長 橋 本 徹 君	産 業 部 長 樽 本 勝 弘 君
建 設 部 長 太 中 豊 和 君	一 宮 市 民 局 長 田 路 仁 君
波 賀 市 民 局 長 大 田 敦 子 君	千 種 市 民 局 長 井 口 靖 規 君

会計管理者 前川 満 君

総合病院副院長兼事務部長 菅 原 誠 君

教育委員会教育部長 大 谷 奈雅子 君

農業委員会事務局長 祐 谷 佳 孝 君

(午前 9時30分 開会)

○議長(飯田吉則君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程第1 第58号議案～第65号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第1、第58号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算(第4号)から第65号議案、令和4年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第1号)までの8議案を一括議題とします。

本8議案は、去る8月30日の本会議で、予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、15番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長(大久保陽一君) 8月30日の本会議に上程され、本委員会に付託されました第58号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算(第4号)から第65号議案、令和4年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第1号)までの8議案について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を二つの分科会で分担して行うことと決定しました。

9月1日に総務経済分科会、2日に文教民生分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め審査を行いました。その後、9月6日に第9回予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は、次のとおりであります。

まず、総務経済分科会が審査した第58号議案の関係部分の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に、原油価格の高騰へ対応するため、冬季生活支援特別給付金を新規計上するほか、肥料転換支援金を新設し、さらに、前年度繰越金を活用した繰上償還のための予算を計上するものです。

また、波賀生活圏の拠点づくり事業に関して、ホール建設の工事費を追加するほか、令和5年度末の完成に向け、工事費と設計監理業務の債務負担行為を追加計上するものであります。

審査の中で委員からは、波賀生活圏の拠点施設整備の債務負担行為に関して、設計監理費の増額理由についての質疑があり、当局からは、実施設計にかなりの時間

を要したため、工事完了予定までの期間が延びたためであるとの回答がありました。

また、森林王国観光協会補助金の追加計上に関して、金額の積算根拠等について質疑があり、当局からは、これまで、もみじ祭り実行委員会が警備の財源としていた協力金の収入が、観光駐車場の供用開始によりなくなるので、1日当たり警備4人分の金額を補助金として支出するものであるとの回答がありました。

次に、第64号議案、水道事業特別会計補正予算の主な内容は、職員人件費の整理を行うほか、国の操出基準の改正による一般会計からの高料金対策補助金の精査を行うものです。

次に、第65号議案、下水道事業特別会計補正予算の主な内容は、職員人件費の整理を行うほか、企業債元利償還金の精査を行うものです。

それぞれの議案について、関係職員に説明を求め慎重に審査し、参考に賛否の確認をし、第58号議案、第64号議案及び第65号議案の3議案につきましては、全会一致で賛成であったとのことでした。

次に、文教民生分科会が審査した第58号議案の関係部分の主な内容は、民生費では、原油価格や物価の高騰により懸念される、この冬の各家庭の光熱費の負担を軽減するため、臨時交付金を活用し、全世帯を対象に1世帯当たり5,000円を支援する、しそ冬季生活支援特別給付金、また非課税世帯等には、さらに1世帯当たり5,000円を支援する、住民税非課税世帯等に対する生活支援金の計上や、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う自宅療養者の支援費の増額の計上であります。

また、本年4月から保険適用が開始された不妊治療について、3割部分の自己負担を支援する妊活カップル応援金の計上であります。

次に、衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種対象者が拡大されたことに伴う、予防接種委託料の増額のほか、指定ごみ袋の作成に係る原材料費の高騰に対応するための委託料の増額であります。

教育費では、令和5年度幼稚園の3歳児教育や給食提供などを開始するため、事前に必要となる事業費の計上であります。

審査の中で委員から、指定ごみ袋委託料の増額の根拠とごみ袋代金の値上げにつながらないのかとの質疑があり、当局からは、ごみ袋の原材料費の高騰要因を調査したところ、ごみ袋の材料価格の国産ナフサ価格が入札時期と比較し、140%以上になっている。国産ナフサ価格の高騰状況や他業者の見積りなどにより検討した結果、適正な価格と判断し補正計上している。なお、今回のごみ袋の製作費増加によるごみ袋の値上げは考えていないとの回答がありました。

次に、幼稚園給食に関する経費の考え方と、給食の提供先や配送車の必要性に関する質疑があり、当局からは、今回の幼稚園給食の実施方法は、はりま一宮こども園で調理したものを各幼稚園に配送する。幼稚園は、配膳や食器類の保管などの業務を担う方式としている。給食の提供のために必要となる物品や食器消毒保管庫や冷凍冷蔵庫など備品購入費、空調設備工事、給食配送車2台の購入費などを補正計上しているとの回答がありました。

次に第59号議案について、その主な内容は、職員人件費の整理のほか、不足が見込まれる出産育児一時金の増額、前年度繰越金を財源として、保険給付費等の精算返戻金を計上するものであります。

次に、第60号議案について、その主な内容は、職員人件費の整理のほか、一宮北診療所のオンライン診療、公用車車庫の整備費用等の計上であります。

審査の中で委員からは、公用車車庫を補正計上する理由は何かとの質疑があり、当局からは、本年春に開設した一宮北診療所について、冬期における降雪対策上の措置として計上しているとの答弁がありました。

次に、第61号議案について、その主な内容は、前年度決算剰余金が生じたことに伴う後期高齢者医療広域連合への納付金の計上であります。

次に、第62号議案について、その主な内容は、職員人件費の整理のほか、前年度繰越金を財源として、介護給付費負担金等の精算返戻金の計上であります。また、歳入では、国県支出金や基金繰入金の整理であります。

次に、第63号議案について、その主な内容は、職員人件費の整理のほか、不足する公用車の購入費の追加計上であります。

それぞれの議案について、関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考採決を行った結果、第58号議案の関係部分から第63号議案までの6議案については、全員賛成であったとのことです。

全体会で以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。

採決しました結果、第58号議案から第65号議案の補正予算8議案については全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

本8議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第58号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第58号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第58号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第59号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第59号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第59号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第60号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第60号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第60号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第61号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第61号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第61号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第62号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第62号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第62号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第63号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第63号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第63号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第64号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第64号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第64号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第65号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第65号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第65号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第66号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第2、第66号議案、宍粟市避難行動要支援者個人情報提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

本議案は、去る8月30日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和4年8月30日に審査依頼のありました、第66号議案、宍粟市避難行動要支援者個人情報提供に関する条例の制定については、令和4年9月1日に第8回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第66号議案の主な内容は、自主防災組織などの避難関係者に対して、避難行動の支援が必要な方の個人情報の提供を平常時から可能とすることで、災害時に誰1人取り残さないという行動の一助とするものです。

審査の中で委員からは、現在、同意の意思表示を行っている人が増えていない理由について質疑があり、当局からは、自力で避難ができたり、近所に支援してくれる人がいたりといった理由が多く、自治会長や民生委員に協力を依頼するほか、介護支援専門員や高齢者実態把握調査員と連携して、周知に努めているとの説明がありました。

参考に賛否の確認をしましたところ、第66号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終

了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第66号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第66号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第67号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第3、第67号議案、宍粟市妊活カップル応援金給付条例の制定についてを議題といたします。

本議案は、去る8月30日の本会議で文教民生任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長(大畑利明君) 御報告いたします。

第67号議案、令和4年8月30日に審査付託のありました第67号議案、宍粟市妊活カップル応援金給付条例の制定について、9月2日に第11回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第67号議案の主な内容は、令和4年4月から不妊治療が保険適用となったことに伴い、従来の特定不妊治療費助成事業に代わる新たな制度を創設し、妊娠を希望する夫婦が、前向きに不妊治療に取り組むことができる環境をつくるため、治療に伴う経済的な負担の軽減となる応援金を給付するものです。

審査の中で、委員から、条例中、特定不妊治療の該当要件として、保険適用を受けられなかったもののうち、市長が適当と認めるものとは何なのかとの質疑があり、当局から保険適用の対象要件として、年齢制限と回数制限が設けられているが、市は、少子化対策の一環として、特定不妊治療に取り組むカップルを応援したいと考え、保険適用にならない43歳以上の方や7回以上の不妊治療に取り組まれる場合も、

給付対象とするため、この条文を設けている。市長が適当と認めるものの趣旨は、保険適用外の内容を審査し、適当と判断したものを給付対象とする旨を規定したものであるとの答弁がありました。

また、委員から応援金の額について、1回10万円を超える他市の事例もあるが、金額についてどのような検討がされたのか。また、年齢や回数の要件について、具体的な記述がないこと、さらに、旧制度に関する経過措置についての質疑がありました。

当局から、まず応援金の額については、治療の実績が約10万円弱の自己負担であることと、従来の市の助成制度が10万円を上限としていたことから、この金額を決定した。

また、年齢、回数要件は、保険適用される範囲を基本とするが、御本人と医師との相談の中で、妊娠の可能性があると取り組まれる特定不妊治療に関しては、支援の対象としたいと考えている。旧制度の経過措置については、令和4年3月末までに治療を開始したものを対象に、県の交付決定を受けた特定不妊治療について、申請受付や助成金の交付を可能にするため、令和5年度末までの経過措置を設けるものであるとの答弁がされました。

その他、関係職員に出席を求め、慎重に審査しました結果、第67号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（飯田吉則君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第67号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第67号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第68号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第4、第68号議案、宍粟市観光駐車場条例の制定についてを議題といたします。

本議案は、去る8月30日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和4年8月30日に審査依頼のありました、第68号議案、宍粟市観光駐車場条例の制定については、令和4年9月1日に第8回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第68号議案の主な内容は、今年11月1日から観光駐車場の供用を開始すべく、その設置及び管理について条例で定めるものです。

審査の中で委員からは、有料供用時間の料金設定を500円とした根拠についての質疑があり、当局からは、近隣市町の料金設定を参考にしたほか、これまでも、藤まつりやもみじ祭りの際には、観光協会が協力金500円を徴収しており、今後もイベント時には近隣の臨時駐車場の協力金を同額で予定されていることから、500円と設定したとの説明がありました。

また、有料供用時間に防災センターや、図書館の利用者が停める場合の対応はどうなるのかといった質疑があり、当局からは、観光駐車場に停められる場合は料金を徴収することになるので、図書館等を利用される車は徴収員が各施設の駐車場へ誘導するとの説明がありました。

さらに、料金の徴収方法についての質疑があり、有料供用時間は委託した徴収員を配置することとしており、発券機やゲート等は設置しないとの説明がありました。そのほか、この駐車場がもたらす経済波及効果や、通常時無料とした場合に考えられる課題等に関する質疑がありました。

参考に賛否の確認をしましたところ、第68号議案は、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

9番、前田佳重議員。

○9番（前田佳重君） 9番、前田佳重です。第60号議案、宍粟市観光駐車場条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

そもそも市民の合意形成が図られているのか疑問です。事業目的にある観光振興と地域活性化について、まちづくりと観光駐車場がどのように連携した施策になっているのか、全体像が見えない。行政効果、経済波及効果などの指標も示されていません。観光駐車場として供用開始が目前ですが、駐車場料金、つまり使用料問題と、駐車場の管理運営面について、本条例案に納得ができません。

1点目の、駐車料金問題ですが、駐車場の利用が基本的に無料であることは、公共施設の設備や維持管理に係る経費を公費により補填していることから、負担に対する公平性の観点で問題があると考えます。当該観光駐車場の場合は、初期の工事費等に約1億3,000万円投資し、過疎債を充当しています。そのほか法人の土地借地料に年間240万円、もみじ祭りの警備費用等に約300万円などを支出しますから、駐車場の設置と管理運営に多額の税金を使用することになります。

このように、整備費や、維持管理費等を税金で負担することから、駐車場を利用しない市民からすると、不公平に感じられると思われます。また、駐車料金を地方自治法第225条に規定される使用料に当たり、料金を徴収するのが原則だと思います。駐車場を利用する人としらない人との負担の公平性の観点及び、受益者負担の原則から、少額であっても有料化に向けた取組が必要と考えます。

2点目の維持管理面については、通常時及び有料供用時間以外は、誰がどのよう

に管理するのか、明確になっておりません。条例8条では、放置車両、火器の使用、騒音などの行為をしてはならないと定めても、その禁止行為を厳重に取り締まることや、その他様々な問題に対して、誰が管理するのか分からない状態では、不安を払拭することはできません。

以上の点を指摘し、反対討論といたします。議員各位の御賛同をお願いいたします。

(「議長、確認」と呼ぶ者あり)

○議長(飯田吉則君) ちょっと待ってください。許可を得てから発言してください。

浅田議員。

○4番(浅田雅昭君) 前田議員の反対討論の中で1点確認したいことがあるんです。これを確認しなければ、この後の採決にも影響しますし、一番の問題は、市民の皆さんに誤った情報をお伝えする可能性がありますので、確認させてください。よろしいですか。

前田議員の今の反対討論の中で、観光駐車場の整備費用の額を約1億3,000万円と、おっしゃったというふうに私は認識しました。私が承知している観光駐車場の整備費とは大きく額がかけ離れております。どこをもって、観光駐車場の整備費が約1億3,000万円となっているのか、その点をお示しいただきたいと思います。

○議長(飯田吉則君) 9番、前田佳重議員。

○9番(前田佳重君) 観光駐車場の整備費なんですけども、昨年度の設計業務、1,470万円、そして昨年度から今年度にかけての駐車場工事費、これが5,700万円、そして周辺道路整備費、これが5,400万円、以上でトータル1億3,000万円ということです。

以上です。

○議長(飯田吉則君) 浅田議員。

○4番(浅田雅昭君) これは、今言いましたようにこの後の採決にも影響しますし、市民の皆様にも誤った情報をお伝えする可能性がありますので、確認をしたんです。これは採決に影響しますので。

これ観光駐車場の整備ですから、今言われた道路工事費を含めるというのは、いかがなものか。それは違うと思いますので、観光駐車場の整備だったら観光駐車場の整備費としての額を述べていただいて、討論にしていきたいと思います。

以上です。

○議長(飯田吉則君) 今の意見は意見として、次に進めたいと思います。

それと冒頭、前田議員が60号議案とおっしゃいました。68号議案に訂正をお願いします。

前田議員。

○9番（前田佳重君） 失礼しました。68号議案に訂正します。

○議長（飯田吉則君） それでは、次に賛成者の発言を許します。

3番、神吉正男議員。

○3番（神吉正男君） 3番、神吉正男です。第68号議案、宍粟市観光駐車場条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

この駐車場に関しては、観光関連団体や商業関係団体の長年にわたる協議があり、建設における予算に関しては、令和3年度の議会において可決され、建設工事に関しても、落札業者との契約を議会は承認していたものです。

今回、8月30日の本会議において、この議案に対する質疑の中で、条例案について質疑を行いました。

一つ、市長が告示で定める期間とは、もみじ祭りや藤まつりなどの駐車場の利用が高まる期間であり、その期間は有料とする。

一つ、その期間の使用料の算出根拠は、各祭りの協賛金としてこれまでも徴収していた額や、近隣市町の料金設定を考慮して1回500円とする。

一つ、今後、場合によって不都合なことがあれば、条例改正も考える。

これらの確認を行い、疑問点は市長答弁により解決しました。今回、この観光駐車場条例の制定により、駐車場の利用が高まりますと、この地域の活性化や利便性の向上だけでなく、宍粟の観光事業が大きな効果を得ることとなります。

議員各位におかれましては、賢明な御判断を賜り、賛成いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 以上で討論を終わります。

続いて採決を行います。

第68号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第68号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（飯田吉則君） 起立多数であります。

第68号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第69号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第5、第69号議案、宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る8月30日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和4年8月30日に審査依頼のありました、第69号議案、宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、令和4年9月1日に第8回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第69号議案の主な内容は、市職員の育児休業の取得回数制限の緩和などを行うものです。

審査の中で委員からは、現在の男性職員の育児休業の取得状況に関しての質疑があり、当局からは、当然年度によってばらつきがあるが、取得したとしても数か月という例が多いことは、今後の課題の一つと認識しているとの説明がありました。

参考に賛否の確認をしましたところ、第69号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第69号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第69号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第70号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第6、第70号議案、宍粟市小椋・松本奨学金貸与条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る8月30日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長（大畑利明君） 令和4年8月30日に審査付託のありました、第70号議案、宍粟市小椋・松本奨学金貸与条例の一部改正については、9月2日に第11回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第70号議案の主な内容は、小椋・松本奨学金基金を、さらに有効活用するために、対象となる奨学生が宍粟市に一定期間居住することを条件に、貸付金の全部または一部の返還を免除する制度を新たに創設するとともに、現在の授業料等の状況を勘案し、貸付額を整理するものです。

審査の中で委員から、この条例改正によって、波賀の子どもたちが、今まで以上に利用しやすくなるのかとの質疑があり、当局からは、条件付きの返済免除制度を創設することにより、将来奨学金を返済する際に、条件を満たせば負担が軽減されるため、より利用しやすくなると期待している。また、市の広報やホームページ、チラシなどの配布により、改正内容を十分に周知していきたいと考えているとの答弁がありました。

関係職員に出席を求め、慎重に審査しました結果、第70号議案は全会一致で、可決すべきものと決しました。

○議長（飯田吉則君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第70号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第70号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第71号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第7、第71号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る8月30日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長(大畑利明君) 令和4年8月30日に審査付託のありました、第71号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正については、9月2日に第11回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第71号議案の主な改正趣旨内容は、想定を上回る少子化の進行によりまして、幼保一元化が進められない校区においても、宍粟市こども指針に示す3歳児教育を等しく実施するため、幼稚園設置条例の一部を改正するものです。

審査の中で委員から、対象となる幼稚園の園区の考え方、入所調整についての質

疑があり、当局から、幼稚園の園区は幼稚園の通園区域に関する規則で規定している。今後、令和6年4月、城下地区にこども園が開園し、山崎幼稚園、城下幼稚園が閉園するとなると、河東幼稚園は、山崎町全域を対象に通園区域と考えているとの説明がありました。

次に、入所調整については、児童福祉法第24条の規定に基づき、市が入所先の希望を確認の上、各施設に利用について要請している。手続上は、保護者からの複数の入所希望先を聞き、保育の必要性に係る点数表の採点などで判定を行っている。なお、幼稚園は入所調整ではなく、定員管理で行っているとの説明がありました。

社会福祉法人の運営を懸念する意見もありますが、幼稚園の給食提供数にも限界があるため、今後しっかりと定員管理を行っていく予定であるとの答弁がありました。

関係職員に出席を求め、慎重に審査しました結果、第71号議案は全会一致で、可決すべきものと決しました。

○議長（飯田吉則君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第71号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第71号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第72号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第8、第72号議案、宍粟市遺跡公園条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る8月30日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長（大畑利明君） 令和4年8月30日に審査付託のありました、第72号議案、宍粟市遺跡公園条例の一部改正については、9月2日に第11回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第72号議案の改正内容は、令和4年4月より、指定管理者が一宮温泉まほろばの湯と合わせて、家原遺跡公園を運営しているが、両施設の休館日が異なっていることから、施設の相互利用と、効果的・効率的な運営を図るために、家原遺跡公園有料施設の休館日を変更するものです。

審査の中で、委員から休館日の変更は、管理側が効率的な運営を目指すものだが、利用者が利用しにくくなるなどの声はなかったのかとの質疑があり、当局から休館日については事前の説明を行っていること、また休館日の変更について、試行中にも特に問題はないと聞いているとの答弁がありました。

関係職員に出席を求め、慎重に審査しました結果、第72号議案は全会一致で、可決すべきものと決しました。

○議長（飯田吉則君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第72号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第72号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 第73号議案～第74号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第9、第73号議案、ばんしゅう戸倉スキー場及びくるみの里に係る指定管理者の指定について及び、第74号議案、ちくさ高原総合レクリエーション施設に係る指定管理者の指定についての2議案を一括議題とします。

本2議案は、去る8月30日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 令和4年8月30日に審査依頼のありました、第73号議案、ばんしゅう戸倉スキー場及びくるみの里に係る指定管理者の指定については、令和4年9月1日に第8回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第73号議案の主な内容は、期間満了を迎える当該施設につきましても、公募による指定管理者の募集を行い、選定審議会による審査を経た結果、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの期間の指定管理者を、若杉高原開発企業組合に指定するものです。

審査の中で委員からは、特に質疑等はございませんでした。

参考に賛否の確認をいたしましたところ、第73号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、令和4年8月30日に審査依頼のありました、第74号議案、ちくさ高原総合レクリエーション施設に係る指定管理者の指定については、令和4年9月1日に第8回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111

条の規定により報告いたします。

第74号議案の主な内容は、現在の指定管理者である「ちくさ高原開発企業組合」が、令和4年10月1日より「株式会社ちくさりゾート」に組織変更されるため、令和4年10月1日から令和14年3月31日までの指定管理者を同社に指定するものです。

審査の中で委員からは、特に質疑等はございませんでした。

参考に賛否の確認をしましたところ、第74号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本2議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第73号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第73号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第73号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第74号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第74号議案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第74号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 第75号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第10、第75号議案、市道路線の変更についてを議題といたします。

本議案は、去る8月30日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 令和4年8月30日に審査依頼のありました、第75号議案、市道路線の変更については、令和4年9月1日に第8回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第75号議案の主な内容は、県道の改良工事に伴い市道青木16号線の起点を変更するものです。審査の中で委員からは、特に質疑等はございませんでした。

参考に賛否の確認をいたしましたところ、第75号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長(飯田吉則君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第75号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第75号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

会議の途中ではありますが、10時40分まで暫時休憩に入りたいと思います。

午前10時27分休憩

午前10時40分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第11 第76号議案～第84号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第11、第76号議案、令和3年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第84号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9議案を一括議題といたします。

当該9議案につきましては、去る8月30日の本会議で、提案説明が終わっております。

これより、決算質疑を行います。

通告に基づき、順次発言を許可します。

創政会、12番、林克治議員。

○12番（林克治君） 林でございます。創生会を代表いたしまして決算の質疑をさせていただきます。

細かいことは、また決算委員会がありますので、大まかな総括について質問させていただきます。それで主要な施策の成果説明、その総括29ページからの分でございます。そこからピックアップして質問をさせていただきます。

まず最初に、1番目の魅力と活力があふれる地域産業を育むまちづくりということで、その中で、地域活性化への取組は最重要課題であり、市民も期待されておるところでございます。観光の振興で、アウトドア活動推進計画に基づき事業を推進されておりますが、ジャパンエコトラックを取り入れ、トレッキングやサイクリン

グを楽しむためのルート設定と、そのルートを紹介するパンフレットを作成するなど、市の知名度向上と交流人口の増加に向けた取組を進めたとありますが、どれほどの交流人口の増加があったのか。また、どれほどの経済効果があったのかなど、成果と課題をお伺いいたします。

それと、この中でE-bike導入により、どれほどの経済効果があったのか、お伺いしたいと思います。E-bikeというちょっと耳慣れない言葉なんですけれども、市民との間からも、あんまりE-bikeのことも聞きませんので、その辺もちょっとPR不足かなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に2番目に、快適に暮らせるまちづくりの中で、空き家バンク制度その取組によつての利活用は、全国的にも誇れるほど一定の成果が上がっておるんですが、生活環境に悪影響を及ぼす危険な空き家、これの対策というんですか、対応がちょっと遅れておると思うんです。それでどれだけの成果と課題があったのか、お伺いいたします。

続いて、3番目の環境にやさしいまちづくりの中で、市長が今年の3月24日の定例会におきまして、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す、ゼロカーボンシティ宣言を表明されたところでは、第3次環境基本計画の策定を踏まえ、今後の政策展開等、表明に至った根拠等をお伺いいたします。これは、このことについては、先日の一般質問で、同僚議員のほうから細かな質問がございましたので、思いというようなところだけでよろしいので、よろしくお願いたします。

続いて、6番目ですけれども、保健・医療・福祉が連携した安心なまちづくりという中で、特に病院の事業についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大の中で、当年度純利益これは大きな利益なんです、12億4,385万7,000円と大きな利益が上がっております。これは、新型コロナウイルス感染症関連で病棟1棟をコロナ病棟としたというようなことで、補助金が入っております。これがそのまま残っておるようなことでございますので、大きな収益黒字が出ております。ですが、これは一過性の話だと思っております。

それで、経常損益、これ4年ほど前はものすごい赤字で、累積欠損金が多額ございました。それが、院長さんをはじめ、医師、看護師、また病院の職員の方々が努力され、それから改革プランに基づいて、いろいろと改善されたおかげで、令和元年度から3年度まで連続して黒字となっております。これは大変評価できる場所なんです、この黒字になったんで、もうこのまま黒字を続けていってほしいんですが、令和3年度の決算を見ますと、医業収益収支のほうはまだ赤字になっており

ます。

もう大分赤字が少なくなったんですが、もう少しのところで黒字化に転換しそうな勢いで頑張っておられますが、医業収支の改善これが黒字になったら、もう一般財源から繰り入れもしなくても済むわけなんで、それを早く医業収支の黒字化をしてほしいんですが、もうちょっとのところまで、4年ほど前からいうたらものすごい改善されておられます。どういうことを改善されたり、努力したりして、今の医業収支が黒字化に手が届くところまで来たのか。そういう取組とか課題とかをお伺いいたします。

それと次に、参画と協働のまちづくりの推進というところで、地域運営組織そのものの創出に向けて、地域活動の支援に取り組んだとあります。これ二つの地域だと思うんですが、幾つの地域で、組織構築の進捗は今現在どうなのかということをお伺いいたします。

それと最後なんですが、持続可能な行財政運営の推進というところで、一般会計の実質収支額、それが8億2,352万7,000円、これだけの黒字なんですが、これは、赤字の団体もあるんで評価するところなんですが、この8億円余りの額が、多いのか、こんなもんやろうと妥当なのか、少ないのか。そこらの評価というんですか、お伺いいたします。

それで、実質赤字比率は黒字で、それから連結実質赤字比率、全会計黒字になっております。それから、実質公債費比率3か年平均の分で6.9、将来負担比率は65.4ということで、財政健全化指標は良好と判断するところでありますけれども、市民の中には、新病院の整備や上下水道の施設整備など、社会基盤の更新と、将来の宍粟市の財政は大丈夫かいなど、不安に思っておられる方もあると思います。

このような不安に対して、毎年度の決算と財政運営の数値等を基に、市の財政状況を説明することが重要だと思うんです。そこで令和3年度の決算を踏まえ、市の財政状況をどのように評価分析して、その結果を今後の財政運営にどのように活かそうとしているのか、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 林克治議員の決算質疑に対し順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 私のほうからは、大きな考え方のところで2点御答弁申し上げたいなど、このように思います。

1点目は、環境にやさしいまちづくり、いわゆるゼロカーボンシティ宣言の表明、市長の思いはということではありますが、先日の一般質問でもお答えしたんですが、

あえてであります。近年における地球温暖化の影響と考えられる災害が、各地で頻発するなど、非常に危惧がなされております。特に地球温暖化対策の重要性が増しているのではないかなどこのように思います。

そこで国は、2020年10月に、2050年カーボンニュートラルを宣言されております。宍粟市におきましても、国内における脱炭素化の動きに合わせ、宍粟市環境基本計画第3次、さらには宍粟市地球温暖化対策地方公共団体実行計画を策定し、省エネルギーの推進や、再生可能エネルギーの利用拡大、さらには、森林整備によって二酸化炭素の吸収量を高めることにより、二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指して、この3月議会におきまして、ゼロカーボンシティを宣言を表明させていただきました。森林のまちとして、いわゆる森林を中心とした取組によって、脱炭素社会の実現に貢献していきたいと、このように考えておるところであります。

さらに、また総合病院の経営状況についてもお話がありました。特に令和元年から3年間黒字化ということですが、当然改革プランに基づいて、いろいろ努力をしていただいております。その上にコロナ病棟ということで、市民の安全安心を保ちながら、指定病院としての役割を担っていただいております。

特に、救急の受入れ、あるいは外来の受入れ、さらにまた周産期・小児科等々、そういった中で、他の科目も含めて、全て院長先生を中心にさせていただいて、医療従事者、さらには先ほどあったとおり、事務に携わる職員を含めて大変な努力をしていただいております。御承知のとおり、コロナ禍の中で本当に大変な中で頑張らせていただいております。そういうことからして、総じて私は現在の総合病院のスタッフそのものに、大変感謝をしておると、このようなところあります。

さらに、経営については先ほどありましたが、営業収支改善については、当然取り組むべき課題とこのように認識しております。特にその具体的なことについては、後ほど菅原副院長より答弁いたしますが、そのことについては改めてであります。医療従事者を含めて、それぞれの関係の皆さんに感謝申し上げたいと、このように思います。

私のほうからは以上であります。

○議長（飯田吉則君） 砂町総務部長。

○総務部長（砂町隆之君） 私からは、持続可能な行財政運営の推進についての御質疑にお答えをいたします。

まず、8億円を繰り越すこと等への評価についてでございますけれども、実質収支比率という比率がございます。これで考えますと、一般的には3%から5%が適

正な範囲とされておるところでございます。宍粟市の財政規模では約4億5,000万円から7億5,000万円、これがその範囲ということになります。令和3年度決算については5.4%ということになりますので、若干多いと判断をしておるところでございます。

ちなみに、近隣市の3年度の実質収支比率を見させていただきますと、5%から7%と、どこもちょっと5%を超えておるような状況が多いのかなと、このような認識をしておるところでございます。これにつきましては、令和3年度においては、この9月補正でも、前年度の国県の精算返還金を計上しておりますけれども、特にコロナ関連の各種精算返還金が含まれておりまして、例年よりこの国県返還金が多くなった、これも決算剰余金が多い一つの要因であろうと、このように考えておるところでございます。

次に、令和3年度の決算を踏まえた評価分析と、今後の財政運営についてでございますけれども、積極的な繰上償還をこれまで実施してまいりました。このことによりまして、財政健全化法における実質公債費比率、また将来負担比率については、これまで数値が改善してきておるところでございます。

これらの数値につきましては、今後も一定こういった適正な数値で推移をするものと見込んでおるところでございます。しかし一方では、税等の自主財源については減少傾向にありますので、厳しい財政状況にあると、こういうふうに認識をしておるところでございます。歳入の確保が難しい中では、限られた財源の中で事務事業を進めていかなければなりません。効率的に事務事業を進める上での、さらなる業務改善はもちろんですけれども、やはり歳出の削減に向けた取組、これが一層必要であるとこのように考えております。

○議長（飯田吉則君） 森本市民生活部長。

○市民生活部長（森本和人君） 私のほうからは、参画と協働のまちづくりの推進についての御質疑に対してお答えいたします。

地域の担い手が減少する中で、将来にわたって活力ある元気な地域を創出し、維持していくためには、地域内の若者や女性など多様な個人や団体がまちづくりに参加できる仕組みとして、地域運営組織の育成が必要であると考えています。

令和3年度を取組の状況についてですが、令和3年度から令和4年度にかけて、宍粟市連合自治会からも参画いただき、島根大学の協力も得ながら、参画と協働のまちづくりの指針の策定に取り組んでいるところでございます。また、この指針の策定に合わせまして、千種地区と繁盛地区の二つの地区をモデル地区として位置づ

け、兵庫県の地域再生アドバイザーを派遣して、地域の皆さんの参加によりまして、参画と協働のまちづくりに取り組んでいただいているところでございます。

両地区での組織構築に向けた進捗状況についてですが、千種地区では、千種まちづくり推進委員会で、まちの将来像を描くために、中学校以上の全住民を対象としたアンケートが実施され、その結果を基に意見交換を行う場としまして、ちくさえとこ未来会議を開催され、まちづくりの活動に向けた協議が続けられています。

令和3年度を取組を踏まえまして、今年度には、千種高校を応援する取組としまして、映画祭が開催されるなど、これまでの話合いが、まちづくり活動の実践の場合へと広がってきています。また、繁盛地区では、地域活動の担い手が減少する中で、地域住民が主体となり、互助による輸送の仕組みづくりや、自治会の組織の在り方について協議を進められております。

今後は、地域運営組織の指針となります。参画と協働のまちづくりの指針やモデル地区での取組を他の地区に広げることによりまして、おおむね小学校区を範囲としました市内15の全ての地区で、参画と協働のまちづくりが実践できるように体制を整えていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） 樽本産業部長。

○産業部長（樽本勝弘君） 私からは魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくりの御質問にお答えします。

1点目のジャパンエコトラックによる交流人口の増加に向けた取組の成果と課題についてですが、令和3年度においては、アウトドア活動の推進計画の策定と並行しながら、ジャパンエコトラックのルートマップの作成を進め、令和4年2月にパンフレットが完成し、全国のモンベルショップへ配架し、ホームページへの掲載など、知名度向上と交流人口の増加に向けた取組をスタートしたところであります。

今後の取組の中で知名度を上げ、多くの方に体験してもらうことで、地域経済の活性化につなげていきたいと考えております。今後につきましてはパンフレットを通じた、さらなる情報発信と掲載ルートの整備など、受入れ体制を充実することが課題であると捉えております。

2点目のE-bikeの導入による経済効果についてですが、令和2年度末に導入以来、令和3年度の利用者実績は委員会でも報告しておりますが、100件にとどまっております。利用者のうちの9割が市外の方で、8割の方が長時間のレンタルをされていることもあり、レンタル料をはじめ食事や宿泊での一定の消費に波及し

ているものと考えております。コロナ禍により緊急事態措置期間であったり、まん延防止重点措置期間、また冬場の利用者がなかったことなどが、利用実績が伸び悩んだ原因と分析しており、今後は積極的な情報発信により利用者数の増加に取り組んでまいりたいと思います。

またE-bikeというところで、どういったものかという御質問もございましたので、簡単に言いますと、電動アシスト付の自転車であります。その自転車につきましても、オフロード、オンロードとも走れるようなクロスバイクの自転車を各施設に配置しております。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 太中建設部長。

○建設部長（太中豊和君） 私からは、快適に暮らせるまちづくりの御質疑にお答えいたします。

危険な空き家への対応についての成果と課題についてでございますが、令和3年度においては、まず成果といたしましては、これまでに特定空き家として認定していた3件の空き家について、解体撤去いたしました。

そのうち2件が指導・助言に基づく自主的な解体。1件が略式代執行によるもので、これらの建物は、市民の皆様が住居や生活道に面し、倒壊等のおそれもあったことから、地域の安全安心な環境が図れたと安堵いたしております。残る特定空き家についても、所有者と面会を繰り返し実施し、令和4年度内に解体撤去していただけるよう取組を強化して、進めているところでございます。

また、危険空き家になる前の空き家に対する取組としまして、空き家の現況写真を同封した適正管理の依頼文書を送付し、所有者意識の向上等を図る取組など、令和3年度に空き家対策を一元化した組織体制を構築させていただき、確実に成果が形として現れていると認識しているところであります。

次に課題としましては、やはり今後全国的な人口減少を背景に、所有者不明の空き家や管理されずに放置される空き家が増加していくことが懸念されており、また、近年の豪雨、豪雪により、空き家の老朽化が著しく進むおそれもあることから、担当部署による空き家パトロールをさらに強化し、所有者への情報提供や指導等、迅速な対応を取る必要があると考えております。

空き家対策については、多くの課題や困難事例等がございますが、空き家所有者による適正管理を促す取組、空き家を生かす取組、相談体制の充実など、効果的な政策を推進し、的確にその解決を図ってまいります。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原誠君） 私のほうからは、保健、医療、福祉が連携した安全のまちづくりにつきましたの御質疑にお答え申し上げます。

医業収支改善への取組課題等についてでございますが、経常損益につきましたは、御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症関連補助金の影響もございまして、令和元年度から3年連続で黒字となっているものの、コロナ関連補助金を除きます経常損益額は、コロナ専用病床の稼働率が、一般病棟として活用していた水準を大きく下回っていることで、入院収益の減少が大きくなりまして、その結果、令和2年度がマイナス4,463万2,000円、令和3年度がマイナス1億1,707万3,000円といった状況に至っております。

やむを得ず、一般医療の制限がかかっている状況下で、この結果をどう評価するのかにつきましては、非常に難しい点はございますが、コロナ診療の若干の影響があり、入院単価が令和元年度に比べまして、令和2年度で約4,000円、令和3年度で約6,000円、令和4年度で約5,000円と各年度増加していること、外来単価につきましても同様に、令和2年度で約600円、令和3年度で約1,100円、令和4年度で約1,400円と、増加しておりますので、患者数の確保が確保できれば、経常損益の黒字化も十分期待できるのではと考えているところでございます。

新型コロナウイルス感染症対応以前のように、一般医療の全面的な実施ができるようになる時期につきましては、現時点では正直不透明でございますが、コロナ重点医療機関の指定を解除された時点から、一般医療の全面的な実施に向けて、円滑に移行できるよう、的確に準備を進めていきたいと考えているところでございます。

この3年間に、令和元年度までの一般医療に関する患者の流れを含めました、受療動向がどのように変化しているのかなどを分析いたしまして、必要に応じて適切な対策を講じるとともに、コロナ重点医療機関指定解除後の当面の目標といたしましては、第1段階といたしましては、令和元年度並みの診療実績を念頭に置きまして、これまでから取り組んでまいりました救急患者の応需率の向上をはじめ、医業費用の抑制も堅持しながら、病院運営に取り組むことで、黒字化の達成を目指してまいりたいというふうに考えております。

今後の課題といたしましては、コロナ感染症の終末が予測できない状況下で、一般医療の制限が続く中での当該医療へのマイナスの影響が生じていないかがはっきりせず、万一生じていたらその対策を速やかに講じる必要があること、また、医師の確保の面では、世代交代の時期がいよいよ迫ってきている中で、タイムリーに医

師の確保や充実が図れるよう、関連大学への働きかけ、県養成医の確保、播磨姫路医療圏域における医療人材の育成に取り組む、県立はりま姫路総合医療センター等からの医師派遣などに、的確に取り組むことが必要ではないかと認識しているところでございます。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 12番、林克治議員。

○12番（林克治君） 何点か再質問させていただきたいと思います。

このE-bikeの関係なんやけどね、これモンベルのほうに任せっきりみたいなことになったらへんのかという感じもするんです。それで、市民の中でもあまりE-bikeの認識がされておらんのかなと思うんです。私、河内に住んどんやけどね、ちくさ高原に置いてあるんやけども、ほんならそこに置いてあるので、ちょっと乗りに行ってみようかとかいうような話も一言も聞いたこともないしね、するんで、担当部署がもうちょっと本気でPR、これ森林王国観光協会のほうに任せておられるんでしょうけども、ちょっと行政部局のほうも、ちょっとPRする必要があるんじゃないかと思います。

それから、特定空き家の関係ですけども、窓口を一本化されて、今まだいろいろ改善される途中だと思うんですけども、3年度に3件の撤去に終わってます。もっと特定空き家を認定しておられないだけで、もっともっと数は、これの10倍とか、100倍近く特定空き家あると思うんです。今からの課題として、面談したり、いろいろやっていきますということなんですけども、まず、特定空き家に認定せなったら、その対策はできんので、そこらも制度を認識されて進めていってほしいなと思います。もう二、三年したら、ものすごい傷むんで、特定空き家の場合は。そこらも今のままでは、3年度のような成果が上がるんじゃないかと思います。

それから環境のやつは、そのまま進めてもらったらええと思うんですけども、医療の関係で、今令和3年度の決算状況を見て、ほんならコロナが収束したときのあれが見込めるかというたら、見込めんと思うんですけども、外来がものすごく増えてますよね、令和3年度。ですから、入院はそのコロナ病棟の関係で減っておると思うんですけども、外来が増えておるということは、コロナの外来もあるんだろうけども、救急を取り組まれておるということで、そういう関係もあるだろうと思うんで、そういういろいろな医師確保も含めて、今後進めていくということなんで、頑張っただけでやっていただきたいなと思います。

それと、地域運営組織、これ15地区で計画はされておると思うんですけど、今令

和3年度で2地区だけなんで、これ早くほかの地区にも計画どおり進めていかんと、時間がかかることだろうと思うんで、ちょっと組織構築の進度がちょっと遅いなどと思います。実質収支の関係、これが額が多かったら、事業をやつとらないんじゃないかというようなことも取られかねますので、今ちょっと多いというようなことになつとんですけども、健全財政に努めておられるということで、このまま評価したいと思います。

これであとは細かいことは、決算の委員会で質問させていただきますので、これで終わります。

○議長（飯田吉則君） 答弁よろしいか。

これで創政会、12番、林克治議員の質疑を終わります。

続いて、宍志の会、14番、今井和夫議員。

○14番（今井和夫君） それでは、宍志の会を代表して決算質疑をさせていただきます。

私のほうからは1点です。不用額の発生理由について、それに伴います繰上償還ですね、繰上償還についての質疑をさせていただきたいと思います。

令和3年度におきまして、一般会計で8.2億円の不用額と書いてありますが、決算剰余金であります。決算剰余金が発生しており、毎年のことではありますが、市はこれを市債の繰上償還に活用しています。もちろん予定を繰り上げて、市債残高が減ることは、将来負担の軽減ができ、よいことではあります。一方で多額の剰余金が発生するまでの年度途中の過程で、工夫により別の事業へ活用することはできなかったのか。

例えばとして、予算の不用額を集めて1億円が捻出できれば、30人の農業従事者を雇用することができ、耕作放棄田対策の強力な担い手となり得る可能性が十分にあります。農業だけに限らなくても、新たな特に若者の雇用、過疎の特に進む地域での雇用対策として、活用する方法は幾らでもあるのではないかと考えます。市債の繰上償還では、長期的な視点からメリットがあっても、目前の減り続ける人口対策や産業維持対策など、即効性が求められる喫緊の課題の解決にはつながらないのではないのでしょうか。

毎年これだけの決算剰余金の発生がある中で、発生原因や発生時期をつぶさに分析し、年度途中に予算不用額の発生があれば、次年度の繰上償還に回すのではなく、計画している政策を前倒しで取りかかる案のストックなど、発生に備えておくとかですね、そういうふうな方法もあるのではないかと思います。その辺り、先ほどの

同僚議員の質疑とも重なりますけども、特にこの繰上償還については、当然一定のルールで繰上償還をしていくという、当然ルールがあるわけですが、それも踏まえて繰上償還についての市長の考え方をお伺いいたします。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 砂町総務部長。

○総務部長（砂町隆之君） 宍志の会代表の今井議員の不用額に関する質疑について、お答えを申し上げます。

まず財政運営につきましては、地方財政法第4条の2におきまして、翌年度以降における財政の状況も考慮して、その健全な運営を損なうことがないようにしなければならぬと、こういった年度間の財政運営の考慮についての規定もあるところでございます。宍粟市におきましては、翌年度以降の財政状況を見据える中で、積極的な繰上償還を進めるとともに、新発債の発行抑制についても取り組んでいるところでございます。

また、繰上償還については、利子の削減効果を生むとともに、将来に向けた歳出の削減につなげるものでございますので、逆に言いますと、公債費の財源は一般財源でありますので、一般財源全体としての調整はあるものの、翌年度以降の継続事業や新たな事業の財源の確保にもつながっているものでございます。

そこで、不用額が発生するまでの年度途中での過程で、人口対策であるとか、産業維持対策などの事業に活用することができないかとの御質疑でございますけれども、まず予算編成の視点から申し上げますと、不用額の多くは年度末で事業が見込めなかったものが、結果として不用額になることが多くございます。

また、不用額が明らかに見込み見込めるものにつきましては、年度内の執行状況が一定認められた段階での、補正予算での整理をしておるところでございます。通常は3月補正での整理、もしくは、12月補正できるものは12月補正といった、年度の後半での整理になっております。

仮に議員おっしゃられるように、年度途中での不用額を整理し、新たな事業を進めようとした場合には、新たな事業の実施には一定の期間が必要となります。例えば仮に9月補正で整理するとしましても、9月補正の予算編成は6月末に始めますので、その時点で今後のそれぞれの事業の執行状況の見込みをするということは、なかなか難しいと、このように考えておりますし、12月補正以降での予算計上となると、事業実施の期間の問題、こういったことも生じてくるところでございます。

また、財源の視点から申し上げますと、事業内容によっては国県補助金など、対

象事業になることも想定されるわけですがけれども、地方自治法におきます最少の経費で最大の効果の理念にのっとりまして、財政運営を行っておりますので、国県等の補助金につきましては、最大限活用するということを原則にしております。

しかし、採択を受けるためには、前年度より実施の有無についての事前調査があるなど、計画的に準備を進めなければならず、年度途中からの対応ができないというのが一般的でございます。このように、その事業を実施する上での財源面での課題もあるところでございます。

もちろん、国県補助金などを活用することがない単発的な施設の修繕などは、年度途中の補正予算や不用額等で対応する場合がありますけれども、議員御提案の人口減対策であったり、産業維持対策などの事業につきましては、その単発の事業だけで効果を生み出すことは難しく、ある程度継続して進めることで効果が発揮される事業であると考えますので、このため、今後の財政状況や国県補助金の活用による財源確保など、様々な視点から判断をする必要があり、当初予算においてそういった事業については対応するべきものと、このように考えておるところでございます。

○議長（飯田吉則君） 14番、今井和夫議員。

○14番（今井和夫君） 言われることは非常によく分かります。分かった上で、私ももう何て言いますかね、具体的にはっきりこういうふうにやりましょうとかという、もちろんこれ質疑ですから、決算質疑ですから、そういう場合じゃないですけども、そういう意味で入れてるわけじゃないんですけども、ただ結果として、繰上償還というのは一応あれですよ、市債の一定のきちっとしたルールの中で、返還をしてる、それ以上に返していくというものですよね。

もちろん、それはそれでいいわけなんですけども、総額の借金が減っていくということは、もう当然よいことなんですけども、ただ、このまちの現状を見ていく中で、例えば僕はここに書いてありますように、耕作放棄の土地がどんどん増えていっている。そういう中で、だからこれ究極の判断ですけども、借金を残すのがいいのか、荒れた農地を残すのがいいのか、そういうふうな判断も我々しなければいけないんじゃないかなという、そういうふうな思いも込めまして、この繰上償還は何とかそういう方向に使っていく方向がないものかという、そういう思いなんです。

そういう部分で、その繰上償還について、今砂町部長が言われたこと分かります。それはね、分かるんですけども、そういうことも含めて、何とかそういうそれを使っていく方法はないのかなという部分の中で、ちょっと質疑をさせていただいたわ

けですが、その辺り、先ほどの借金を残すのか、耕作放棄を残すのかという辺りも含めて、ちょっと市長のお考えをお聞かせいただければ、ありがたいですが。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 令和3年度の決算のことで、宍志の会代表の今井議員おっしゃるその理屈的な、おっしゃる意味は理解できますが、財政上のルールとは縷々説明したとおりであります。ただ、私も予算を組む段階において、歳入歳出のバランスを組むわけではありますが、御承知だと思うんですが、歳入の予算を組む場合については、特定財源いわゆる使い方が指定されてる、明確になっておるものと、いわゆる一般財源で、特に一般財源は市税であるとか、あるいは譲与税であるとか、あるいは国の交付税、そういったものを含めて、市が一定の中でこういうことで使える。いわゆる自由度が高いということで、それぞれを見て歳入を想定して歳出を組んでいくわけであります。

その結果、先ほどの決算剰余金のようなのが出てくるわけですね。それは、一定の計画、事業計画に基づいて縷々やっていくわけでありまして。例えば3年間の実施計画を組んで、単年度ごとにローリングしながら事業をしていって、それは総合計画の中でやっていこうと、こういうことなんです。ただおっしゃった意味の今やるべきは一体何が必要で緊急なのかという判断は、予算を組む段階でも十分議論をしておりますが、財政上でそういう制約があったり、急にこうなるというのは地域の理解いろんなことにも時間があると、こういうことでもあります。

今後、当初予算を組む段階、あるいは実施計画を組む段階、その段階でもう少し短期・中期の視野をしっかりと捉えて、財政の状況も見ながら、私は予算を組んで、決算に望むべき、あるいは事業実施に臨んでいくべきと、このように捉えておりますので、思いは理解できておりますので、それができるかどうか分かりませんが、可能な限り、今必要なものに対しての財源充当をしていって、予算を組んでいくと、こういう方向で、令和3年度の決算を見ながら、令和4年度もやっておりますが、さらに令和5年度に向けても、そういう方向を捉えていきたいと、このように思います。

○議長（飯田吉則君） 14番、今井和夫議員。

○14番（今井和夫君） 私議員にならせていただいて5年になりますが、大体毎年同じようなぐらいの決算状況になっているかと思っております。その辺りのことで、今市長言がわれたようなこと、そういう方向で考えていただければなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

これで終わります。

○議長（飯田吉則君） これで宍志の会、14番、今井和夫議員の質疑を終わります。

続いて、政策研究グループ「グローバルしそう」の決算質疑を行います。

10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 議長に指名いただきましたので、政策研究グループ「グローバルしそう」を代表して決算質疑をさせていただきます。

まず、一般会計の決算について、今お二人から不用額のお話がありまして、私もその不用額の件なんですけど、今お二人のところは不用額前提の話でございましたが、私は毎年、この10億円近くの不用額が続いていることに対して、もっとシビアなチェックで、そういうことによって予算の見積り段階で、予算編成の段階でもっとしっかりやるということとか、予算執行をもっと厳密にやっていくというような形が、取れないのかどうかということ、確かに不用額全体が皆さんの努力による節約とか、入札減とかいろんな工夫によって、出てきた数字かも分かりませんが、もう少し問題点、改善点、洗い出すべき点がないのかどうか、その決定についてこの不用額が生じた背景とか原因、この辺りをどのように財政当局として評価されてるのか、お伺いをしたいと思います。

先ほどからの議論を聞いてまして、私も思うところがあるんですが、ここ数年、一般財源の枠配分方式になっております。年度当初に一般財源を主とした事業で、担当者がいっぱいいろんなことやりたいということがあっても、もうほとんどが、枠配分の中で落とされていくということがあるんじゃないかなと。

しかし、年度途中あるいはこの決算時期に、これだけの不用額があると聞いたときに、本当どうだろうと、もう一回見直してみる必要があるんじゃないかと、皆さん思うんじゃないかなと思うので、その辺り財政上のルールとか、いろんなお話がありましたけど、もう少し今の予算編成時点、あるいは執行の段階での改善点がないのかということをお伺いしたいと思います。

それから、成果説明の中で数点お伺いしたいんですが、まず1点、生活バスの路線維持確保対策事業で1億2,400万円執行されております。代表質問でも今後の計画についての質問をさせていただいておりますが、今年度の令和3年度の事業評価、具体的にどのような成果があったのか、あるいは課題があるのか伺いたいと思います。

それに関連しまして、高齢者の免許返納問題についてお伺いをいたします。

今の宍粟市の事業は、免許返納を促進する事業だけをやられております。促進し

た後、免許返納した後の高齢者が生活や健康を守るための移動、そういうものに対して十分移動手段が確保されているのか、そういう施策があるのかというと、なかなか見当たらないというのが現実かと思います。その免許返納後の生活や移動に関する具体的な取組政策、その辺について何か取組が行われたんでしょうか、お伺いをしたいと思います。

それからもう一点、このコロナ禍で介護保険、特に総合事業の展開で介護予防といますか、あるいはまた認知症予防の取組が非常に厳しくなっている状況であるというふうに考えられます。この間、介護保険や総合事業の一丁目一番地というふうに言われた事業、百歳体操を中心とした通いの場の事業、こういうのが非常に難しくなっているんだろーかと思えます。この介護、あるいはフレイル予防の取組でどういう成果があって、どんな課題があるのかということについてお伺いしたいと思います。

それから4点目は、森林林業の振興政策であります。

森林整備がキーワードということを、いつも市長がおっしゃいます。森林整備を進めるために、新たな森林管理システム、森林経営管理制度というものに取り組んでおられます。この間もある一宮の地域で意向調査がされておりました。森林所有者が自ら森林経営を行うのか、あるいは市に寄附する意向があるのかという、その意向調査の中でも、42%が市に寄附あるいは経営を委ねたい。しかし逆に58%が自ら行う、あるいは回答不明というような方があります。まだ、半々の状況だろうというふうに思います。こういう中で、森林整備がどのように進んでいくのか、その取組なり、今年の効果についてお伺いしたいと思います。

それから五つ目農業関係ですが、先ほどもありましたように、荒廃農地・耕作放棄地対策として、その未然防止という観点から、農地再生整備事業というものに取り組んでおられますが、その再生がどのような効果があったのか、あるいは課題がどんなものがあるのか、お伺いしたいと思います。

最後ですが、病院の関係でございます。

先ほどありましたので、私もコロナ禍で非常に御努力され、経営改善を図ってこられているということで、現場の皆さんには敬意を表するわけですが、この間の赤字から黒字に転換してきた一つが、今言われた重点医療機関としての補助金が相当入っているということが背景にあります。今回は令和2年と令和3年度の成果説明の資料では比較になっておりますけども、新病院の基本計画のベースであります、令和元年度と比較しますと、入院患者は1万人程度減っておりますし、外来患

者にしても、4,000人程度が減っているという現実がございます。

これが全てコロナに起因するものなのか、一般診療としてもっとほかに原因があるものなのか、つぶさに見ていきたいという、先ほど副院長からもおっしゃっていただきましたが、今後、コロナ関連の補助金が入らなくなった場合に、どういうふうに経営を健全化させていくのかというのは、非常に興味があるところでありまして、これは誰もが考えなければいけない点だろうと思います。

そういう意味で、今年を評価された上で、今後どのような経営戦略を持っておられるのかというのを、もう一度改めてお伺いさせていただきます。

1回目の質疑を終わります。

○議長（飯田吉則君） 大畑利明議員の決算質疑に対し順次答弁を求めます。

水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 政策研究グループ「グローバルしそう」の代表、大畑議員の御質疑で、高齢運転者の免許返納促進事業の取組や政策の内容、その成果ということで、御質問にお答えしたいと思います。

高齢運転者免許自主返納促進事業は、高齢者の自動車運転による交通事故を減らすため、運転に不安を感じている高齢運転者が、高齢者運転者が運転免許証の自主返納を本人や御家族で考えていただき、返納を促すための事業で取組でございました。

事業実施前における運転免許の返納件数は、これは全年齢ということで65歳以上だけではございませんが、年間約100名余りということでございました。事業実施後の平成29年には192人に増加し、令和元年は最も多く296人となりました。事業実施の5年間の自主返納された方は、合計で1,142人となっております。今年7月、事業終了後ですけれども、今年7月におきましては、7月末時点で125人の方が返納されておるという状況をつかんでおりますので、この運転免許の自主返納につきましては、普及効果があったものと考えておるところでございます。

また、免許返納後の生活移動手段については、個々の方の追跡調査ができませんので、実態把握は困難ということでございますが、この事業により交付した市内路線バスの運賃割引券の状況で見ますと、5年間で663の方にそれぞれ100枚の運賃割引証を交付させていただいております。

令和3年度末の利用実績は1万5,466枚となっており、利用の割合を出しますと、23.3%といった状況となっております。これらのことを鑑みますと、公共交通以外の御家族、御友人などのサポート、そういったことで交通手段を選択されている方、

あるいは場合によっては外出支援サービスにも移行された方がいるのではないかと
いうところを、分析しておるところでございます。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 砂町総務部長。

○総務部長（砂町隆之君） 私のほうからは、不用額が生じた背景や原因、適切な予
算策定や予算の執行の見解についての御質疑にお答えをいたします。

まず、令和3年度における決算の不用額につきましては、先ほども御答弁いたし
ましたとおり、コロナウイルス感染症の関係の不用額がかなり多かったと、例えば
住民税の非課税世帯への特別給付金事業であったり、繰越額を除いて、これらにつ
いては約1億1,000万円、また新型コロナウイルスワクチンの接種事業で約2,000万
円など、こういった関連の事業が不用額が多いことが、特に令和3年度については
影響しておるものと思われれます。平年で見ますと不用額については、繰出金とか扶
助費とか、なかなか年度途中で整理ができないもの、こういったものは結果として
不用額が生じる要因になっておると思っております。

ただ一方で、予算の執行率から考えた場合に、執行率は93.7%となっております
で、これについては決して低い率ではないと、このように認識をしております。近
年の5か年では令和3年度は最も高い執行率となっております。この執行率につ
いては繰越事業分も当然含んでおりますので、この繰越事業を除いた執行率で見ます
と、96.1%ということになりますので、これについても非常にそんなに他市と比べ
ても同じような執行率であると。ただ、予算全体の額が260億円という大きな額に
なりますので、結果としてそういった剰余金、不用額に積み上がっておると認識を
しておるところでございます。

しかしながら、約10億円という額の不用額が生じておることも事実でございます
ので、毎年当初予算の編成では、先ほど枠配の話もございましたけども、当然担当
課としましても、前年度の不用額であったり、当該年度の執行状況を十分確認する
中で編成を進めております。枠配にすることによって、さらに各担当のそういった
意識、適正な予算の額というのは意識されるようになったんであろうと、このよう
に思っておるところでございます。

今後はさらに精査を進めるとともに、明らかに不用額を見込めるようなものにつ
いては、執行状況が一定見込めた段階で当該年度で整理をするようにして、できる
だけ不用額が、少ないほうがいいということではないんですけども、このような10
億円というような額をもう少し抑える必要があるであろうと、このように思ってお

ります。

○議長（飯田吉則君） 森本市民生活部長。

○市民生活部長（森本和人君） 私からは、生活バス路線の維持確保対策事業の評価として、具体的な成果と課題についての御質疑にお答えいたします。

令和3年度、バスの事業者の事業年度につきましては、令和2年の10月から令和3年の9月まででありますけれども、その利用実績ですけれども、市外の連絡路線、大型バスの4路線につきましては、利用者が延べ19万8,689人、市内完結路線小型バス19路線の利用者が、延べ2万1,775人、山崎待合所周辺の循環型のバスの利用者が5,401人で、合計22万5,865人の利用実績となっております。この利用実績についてですが、コロナ禍の影響もありまして、前年度と対比しますと、1万664人の減でありまして、令和2年度に引き続きまして、2年続けての減少となっております。

令和3年度の取組としまして、コロナ禍でバスの利用者が減少する中ではありましたが、新しい生活様式に配慮した感染症拡大防止対策として、バス車内に空気清浄機を設置し、市民が安心して利用できる環境を整備するとともに、減便を行わず便数の維持に努める事業者を支援することで、通勤や通学、買い物といった日常生活の移動手段の確保に努めることができたと評価しております。

今後の課題としましては、目標の乗車率1便当たり1.5人を大きく下回っている路線もあることから、将来にわたって持続可能な公共交通の仕組みを地域住民と考えていく必要がありますので、現在三方地区、繁盛地区で検討されております、地域を主体とする互助による輸送の仕組みづくりなどを参考に、市全体の地域公共交通の在り方につきまして、市民の皆さんと一緒に取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） 簡潔な答弁をお願いいたします。

橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） それでは私から、高齢者の介護予防の取組の成果や課題について御質問にお答えいたします。

コロナ禍における通いの場の開設状況については、多くの教室が活動の中止を余儀なくされていましたが、現状では徐々に活動が戻りつつあります。通いの場を充実させるために、コロナ禍において特に関心を寄せやすい健康づくりや、介護予防に関するミニ講座を専門職を派遣し、令和3年度は開催回数を141回、参加延べ人数

は1,555人と、令和2年度と比較して大幅に活動回数、活動人数が増え、通いの場を利用していただき、一定の介護予防に取り込めたと考えています。

また、開催が難しい時期につきましては、フレイル予防として、しそチャンネルの番組を放送し、脳トレやストレッチ体操の動画を配信したり、理学療法士監修による体操のチラシを配布したりして、自宅でのフレイル予防の取組を進めました。

今後の課題としましては、活動の再開ができてない教室も見受けられることもあり、再開に向けたアプローチや、既存教室については継続的な活動になるよう、支援に取り組んでいきたいと思っております。また新規の開設につきましては、そのアプローチが難しく目標値に達しない結果から、未開設の自治会に対して、活動のキーパーソンとなられる方に、働きかけ等を行いながら、積極的に働きかけ情報や支援を届けることが重要と考えております。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） 樽本産業部長。

○産業部長（樽本勝弘君） 私からは新たな森林管理システムの取組による効果について、お答えさせていただきます。

令和2年度から一宮町の倉床地区内の森林所有者に対して、意向調査を実施して、対象面積の約9割の意向を確認しております。市への寄附、委託もしくは自己管理などの集計結果が出そろいましたので、それに伴って登記、委託業務等々が令和3年度中には完了していた次第であります。今年度からは、森林経営管理法による意向調査の森林整備の発注に取り組み、本年8月には市の登録事業体への事業説明会の案内をして、昨日事業体への説明会を開催しております。

今後は令和5年1月中には、事業申請、事業提案をいただいて、1月には審査をして、2月には倉床地区の整備をしていただく方を決定する予定としております。

次に、荒廃農地、耕作農地の予算執行により達成した効果についてであります。荒廃農地の未然対策としましては、経営所得安定化対策推進事業であったり、多面的機能支払交付金事業、及び中山間地域直接支払交付金事業により、農地管理やまた鳥獣害対策事業における集落の囲いわな等によって、荒廃抑制に取り組んでおるところであります。

多面及び中山間の交付金を取り組み集落については、現状としては維持されて集落の数であったり、面積については維持されておるのが現状であります。また耕作放棄地対策の取組については、令和3年度は2件、0.3ヘクタールの耕作放棄地が対策がされております。このようなことから、地元の農業者を中心に集落全体で

農地や環境を見つめ直し、地元でできる役割を担っていただくことが重要ではないかと考えております。

市としましても先に申しました事業のほかには、地域と一体となって将来を考えるべく、人農地プランを立て守るべき農地を整理して、農地の荒廃の未然防止等に図って、取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原誠君） 私のほうからは、今後コロナ補助金が見込めない状況が予測される中で、事業評価を通じてどのような経営戦略があるかという御質疑にお答えさせていただきたいと思っております。少し林議員の答弁と若干重複する面はお許しいただきたいと思っております。

先ほど申しあげましたように、やむを得ず一般医療の制限がかかっている状況下の中で、現状の結果をどう評価するかというのは難しい面もございます。先ほど申しあげましたように、コロナ診療の若干の影響もあるものの、入院単価や外来単価の推移が、先ほど申しあげたような形で、それなりに一定確保できているということから、患者数の確保が回復できれば、経常損益の黒字化も十分期待できるところでございまして。

新型コロナウイルス感染症対応以前のように、一般医療の全面的な実施ができるようになる時期というのが、現時点では不透明ではございますけれども、一般医療が全面的に実施できるような段階に向けて、円滑に移行できるよう、その下準備を進めていきたいと考えているところでございまして。

この3年間に、令和元年度までの一般医療に関する患者の流れを含めました受療動向が、まずどのように変化しているのかということ进行分析して、必要に応じまして適切な対策を講じるとともに、先ほど申しあげましたように、当面の目標といたしましては、第1段階として、令和元年度並みの診療実績を念頭に置きまして、救急応需の向上はもとより、医業費用の抑制も堅持しながら、病院運営に取り組むことで、黒字化の達成を目指してまいりたいと思っております。

具体的な経営強化戦略といたしましては、診療機能の充実や、地域医療連携の強化、救急患者受入れの応需率の改善による習慣力の向上などが、漠然とした内容でありますイメージできますけれども、具体的な取組方策につきましては、経営強化プランの策定作業を今年度から進めようとしておりますので、その策定作業の中で、精査してまいりたいと考えているところでございまして。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） すいません。御協力いただきまして、2回目なんですけども、まず不用額の件で、執行率を上げたらいいということで、予算を全部使い切ろうみたいな形になると、またニュアンスが違うので、先ほど同僚議員がおっしゃったように、有効に使う方策を考えてほしいという意味なんですけども、全体の平均では93.7%の執行率でございますけども、その平均を下回ってるところが、総務費、農林水産費、商工費、土木費、教育費というのがあるわけですね。

ですから、その執行率だけで見ても、ちょっとばらつきがございますので、その辺りもう少し精査をしていく点があるんじゃないかなと思うわけです。率だけで判断はできないと思うんで、私は今の行政であっても、K P Iということが求められる。重要業績評価ということで、単にその予算を執行すればいいということじゃなくて、そのことによってどのような姿が見えるのか、どういうまちをつくっていくのか。その結果の成果、何が求められる、そういう時代に入ってきていますから、単純に繰り返す、毎年同じことを繰り返していくということじゃなくて、しっかり評価を行っていただくことが、もう少しこういう不用額を減らすことにつながったり、それから人口減少、少子高齢化に向かう子育て世代への支援という、新たな政策が生み出せるんじゃないかなと思うんですが、その辺りもう一度、お願いします。

それから、高齢者運転の問題、私はこの令和4年度の予算要求の予算編成のときにも申し上げました。確かに交通事故を減らすための取組をされた。しかし、その後なんです。家族は安心したけども、免許を持ってた当の本人は動けなくなっている。そのことを考えていただきたいということを申し上げましたが、個々の実態把握は難しいというふうに、今日も言われた。何もされてきてなかったんだなということが明らかになりましたが、これ本当に他の町では電気自動車、小型のEVによる外出の仕方とか、そんな社会実験やったり、いろんな取組をして、中山間に暮らしておられる高齢者、移動困難者の移動をサポートしていこうという取組をされてますよ。これ免許返納問題ということで、いろんなものが雑誌も出ております。そういうことを少し検討いただいて、すぐには政策展開は難しいかも分かりませんが、そこに思いを馳せていただきたいなと思います。

それから、森林整備の関係で、今年がそういう意向調査の年だったということは分かりました。この目的は、森林整備にあるんだろうと思いますので、農業のことでありましたら、農地管理機構と同じような中間管理機構みたいなものが、そうい

う役割を果たして、そして森林整備ができない方と、それから事業をやる方のマッチングをしていくというのが、市の役割になっていくんだらうと思います。

そういう意味で、それがどんどん進んでいかないと、森林整備ができないんじゃないかなと、私は思っておりますので、もう一度その辺りの見通しについてお伺いしたいと思います。

特にこの間から市長が、CO₂ゼロカーボンを表明された以降ですけれども、新聞でも載ってましたが、森林の整備が進まずに今山も高齢化してしまっていると、非常に吸収力が低下しているというのは新聞報道でされてました。高齢樹林の場合は、光合成が弱いですから、CO₂を吸収しないと、やっぱり新しいものに変えていかなければいけない。そうなるとう森林整備を進めなければいけないという、吸収の問題と、もう一つは炭素を固定する問題があると思うんです。それは木材の利用やと思います。そういうことをセットでつくっていく、それを進めるための仕組みが、この新たな森林管理システムだと思うんですけれども、そのようなことがどういうふうに考えられてきたのかということ、もう一度ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、病院のところも分かりました。患者数が回復すればという、そこに1点にかかっているわけで、そのためにこの間も、救急とかいろんなことで集患力を高めていただいていると思いますが、やっぱりコロナがこんな不透明な段階ですので、元に回復するというのは、非常に苦しいんじゃないかなと思っております。

そういう中で、一つ病診連携とかですね、それから病院との患者の紹介、逆紹介という、そういう連携などはすごく評価していかないと集患力高まらないと思うんですけれども、その辺りの取組はどのようにされているのか、再度お答えをお願いしたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは市長としての考え方というような質問と捉えて、何点か、あとは部長のほうでということになります。

順番はちょっとありますが、不用額の問題についてはKPIの問題もあるし、まさしくそのとおりだと思いますし、先ほど予算を組む段階で、いわゆる特定財源は歳入問題と歳出の問題、それから全体的な長期、中期、短期、こういうような計画と相まって、しかしそれを評価しながらやるべきなのか、どうだったのか、これは非常に大事なことであります。それは決算状況も見て、こういうことでありますので、そのことには再度注視しながら取り組んでいきたいと、このように思います。

特に、義務的経費、歳出の人件費であるとか扶助費、あるいは公債費、公債費は

当然それによって決まった額である義務的経費でありますので、そのことを見ながら、投資的経費をどうしていく、そういったことも含めてですね、しっかり決算状況を見ながら予算を組む、そういうことも考えていく必要があるだろうと。そのためには効果がどうだったのかと、こういうことだと思います。

それから、高齢者の免許返納、確かにおっしゃるとおり、前もございましたとおり、安全安心の面、家族の理解や、もちろん本人の理解、しかし、やっぱり外に出ないとなかなか厳しい状況もあるということでもありますので、具体的にどうのこのじゃないんですが、当然公共交通で補えない部分、あるいは外出でも支援で該当しない部分、こういうこともありますので、そのはざまがどうするかということだと思うんで、これはまた十分研究していきたいと、一足飛びにはいかないかも分からないのですが、今日のいわゆるDXの中でも、いろいろ検討できるんじゃないかなと思います。

それから、森林環境譲与税を使った新たな森林管理システムは、おっしゃったとおり、ああいう形で、市がどういう役割をするのかは、決まったことでもありますので、農業でおっしゃったように、中間管理機構ではないですけども、市にさせていただいて、事業者とどうアポをとりながら、しっかり整備をしていくかという、この役割が市にはしっかりありますので、その方向を向いていきたいと。

ただ間伐も、それから主伐も、それで主伐した後の植栽をどうしていくか。こういうことをしっかりしながら若木を育てていく。一定の年齢の立った材をしっかり経済林として出していきながら、植林をしていく。そういうことが環境への負荷の軽減にもつながっていくと思いますので、そういう方向で令和3年度から令和4年度につなぎ、さらにこれからつないでいきたいと、このように思います。

あとについては、該当の担当部長から答弁させたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 樽本産業部長。

○産業部長（樽本勝弘君） 新たな森林管理システムの大まかなところにつきましては、先ほど市長が申し上げたとおりであります。やはりこの数字を見ていただいたら分かるかと思うんですけども、寄附を希望されたり、委託を希望された方が、この倉床地区だけでも500ヘクタールという数字があります。自己管理される方も500ヘクタール、おおむね1,000ヘクタールを今後やっていかなければいけない。その中で今後、順番に南へ下っていくのか、内部でお話してるのは、北部と南部で冬場もできるような形も考えられないかということも、今検討しております。

しかしながら、これ初めてやることですので、取り組んだ中で課題がある部分は、

改善しながらやっっていこうということでは考えておりますが、大きくはやはり事業者の育成というところも、大きな課題と捉えておりますので、今、市の登録業者は27社があります。市外からも2社おられて、27社になっておりますので、その事業者さんでできるのかどうかということも分析しながら、やはり育成を考えていきたいと思っております。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原誠君） 大畑議員のほうから、総合病院におけます病診連携、病病連携への取組ということでお尋ねがございましたので、お答えしたいと思います。

これまでから、地域連携室を通じまして、病診連携、病病連携というのは一定の取組を進めてまいっております。しかしながら、今現状見ましたときに、例えば病診連携でしたら、地域のクリニックのほうから御紹介いただいた患者様の対応で、やっぱりいろいろとそれぞれドクターの思いがお互いにありますし、それから患者さん、患者さんの御家族の思いもあったりして、時にはちょっと行き違いのようなことがあったりします。

そういった中で、お互いの信頼関係というのが、若干何ていうか、微妙な雰囲気になるときもございます。そういった面ができるだけ減っていくように、お互いのコミュニケーションをよくすることと、我々の総合病院の何ていうか、ファーストの取組、入り口の取組についても、できるだけそういう誤解、そごを招かないように、どうしていったらいいのかということのを、内部的にも佐竹院長を筆頭として、診療部の先生方を交えて議論する場を持つということ、近々にそういうふうにより内部的にやろうとしています。

また、龍野健康福祉事務所長が変わられたということで、今、味木所長という方がお見えになつとるんですけども、地域医療構想の問題もあったりして、いろいろと西播磨のことで頑張っておられるんですけども、その一環の中で、総合病院がこの西播磨北部地域の基幹病院であるということで、非常に気にかけていただいております。そういった中で保健所さんの主催で、姫路のはり姫さんと、それから宍粟市の医師会、それから我々が一堂に会して、いろいろと今後の医療連携について、どうしていったらいいんだということ、意見交換しようよということをお呼びかけていただいておりますので、一応来月1回目の会議を持つ予定になっておるんですけど、そういった機会を通じまして、より緊密な実効性が上がる病診連携、病病連携ができますように、今後真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（飯田吉則君） 時間が過ぎましたので、これで政策研究グループ「グローバルしそう」の10番、大畑利明議員の質疑を終わらせていただきます。

以上で通告に基づく決算質疑は終わりました。

ただいま議題となっております第76号議案から第84号議案までの9議案は、予算決算常任委員会に審査を付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、10月4日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 0時00分 散会）